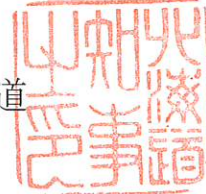


産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道苫小牧市字樽前355-6
氏名 株式会社Landeo 代表取締役 松本 大輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和6年(2024年)10月12日

許可の有効年月日 令和7年(2025年)1月25日

1. 事業の範囲

再生研磨剤の製造(乾燥・選別(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい))、
造粒固化(汚泥(無機性汚泥に限る。))、
固化材の製造(造粒固化(燃え殻、ばいじん))、
破碎(廃プラスチック類、繊維くず、金属くず)、
透水材の製造(破碎・選別(金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず))。
以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設(1/2)

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くず、鉋さいの乾燥施設
設置場所 苫小牧市字樽前355-6
設置年月日 平成21年(2009年)4月20日
処理能力 45.0t/日(10時間)、4.5t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くず、鉋さいの選別施設
設置場所 苫小牧市字樽前355-6
設置年月日 平成20年(2008年)4月25日
処理能力 28.6t/日(10時間)、2.86t/時間

施設の種類 汚泥(無機性汚泥に限る。)の造粒固化
施設
設置場所 苫小牧市字樽前355-6
設置年月日 平成29年(2017年)7月14日
処理能力 135m³/日(10時間)、13.5m³/時間

施設の種類 燃え殻、ばいじんの造粒固化施設
設置場所 苫小牧市字樽前355-6
設置年月日 令和2年(2020年)4月14日
処理能力 24.1m³/日(8時間)、3.01m³/時間

施設の種類 燃え殻、ばいじんの造粒固化施設
設置場所 苫小牧市字樽前355-6
設置年月日 令和6年(2024年)2月10日
処理能力 1,200m³/日(8時間)、150m³/時間

施設の種類 廃プラスチック類、繊維くず、
金属くずの破碎施設
設置場所 苫小牧市字樽前355-6
設置年月日 令和6年(2024年)9月19日
処理能力 4.88t/日(8時間)、0.61t/時間

施設の種類 金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くずの
破碎施設
設置場所 苫小牧市字樽前355-6
設置年月日 令和6年(2024年)8月31日
処理能力 48.24t/日(10時間)、4.82t/時間

施設の種類 保管場所1
設置場所 苫小牧市字樽前355-6
面積 63.4m²

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい。
保管上限 195.8m³
高さ 4.0m



(2/2)

許可番号：第00120152813号
氏名：株式会社 Landeo

2. 事業の用に供するすべての施設 (2/2)

施設の種類 保管場所2
設置場所 苫小牧市字樽前355-6
面積 2.4 m²
種類
・汚泥(無機性汚泥に限る。)
保管上限 11 m³

施設の種類 保管場所3
設置場所 苫小牧市字樽前355-6
面積 8.9 m²
種類
・汚泥(無機性汚泥に限る。)
保管上限 18.8 m³
高さ 1.5 m

施設の種類 保管場所5
設置場所 苫小牧市字樽前355-6
面積 14.72 m²
種類
・燃え殻、ばいじん。
保管上限 27.81 m³

施設の種類 保管場所6
設置場所 苫小牧市字樽前355-6
面積 75.64 m²
種類
・燃え殻、ばいじん。
保管上限 113.46 m³

施設の種類 保管場所7
設置場所 苫小牧市字樽前355-6
面積 43.2 m²
種類
・廃プラスチック類、繊維くず、金属くず。
保管上限 123.8 m³

施設の種類 保管場所8
設置場所 苫小牧市字樽前355-6
面積 400.0 m²
種類
・金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 666.7 m³
高さ 5.0 m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年(2015年)1月29日 許可の更新
平成29年(2017年)10月12日 変更許可(造粒固化(汚泥(無機性汚泥に限る。))の追加。)
令和2年(2020年)1月26日 許可の更新
令和2年(2020年)8月11日 変更許可(固化材の製造(造粒固化(燃え殻、ばいじん)の追加。)
令和6年(2024年)10月12日 変更許可(破碎(廃プラスチック類、繊維くず、金属くず)の追加。及び透水材の製造(破碎・選別(金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

